

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☛ ストック・オプション商法改正法成立

Q: ストックオプション関連の商法改正案が成立したそうですが内容を教えてください。

A: 今回の商法改正では、平成8年の改正新規事業法で商法の特例として一部解禁されていた「ストックオプション（会社が役員や使用人に与えた自社株購入権利）」制度が全面的に解禁され、株式調達方法として①自己株式方式、②新株引受権（ワラント）方式の2種類が利用できるものとされました。

①の自己株式方式は、平成6年の商法改正で緩和された企業の自己株式取得を拡大、従来商法上認められなかった「取締役へ譲渡するための自己株式の取得」を会社に認めています。手続き的には、会社と取締役等との間の契約が必要で、権利行使期間は10年内。また、取得可能な自己株式も発行済み株式総数の10%（現行3%）に拡充、施行日は平成9年6月1日です。

②の新株引受権（ワラント）方式は、従来疑似ストックオプションとして使われていたワラントを、商法上の手続きとして認めようというもので、対象者は、取締役又は使用人であり、株主総会の特別決議が必要です。新株引受権の目的である株式総数は発行済み株式総数の10%、権利行使期間は10年内で、権利の譲渡は不可、引受権の登記も必要です。施行日は平成9年10月1日とされています。

ただ、最も注目される優遇税制をどうするかは、平成10年度の税制改正での折衝になるようです。

